4－1

議　会

政務活動費の支出に関する住民訴訟事件

（荒川区）

荒川区の住民である原告が、荒川区議会の一会派が交付を受けた政務活動費を越後湯沢で行った研修会に要した費用に充てたことが違法であると主張し、会派に対し返還を求めるよう請求した住民訴訟事件において、研修会を越後湯沢で行う必要性は認められず、研修会への支出は違法であると判断された事例

東京地裁　令和３年１月13日判決
損害賠償請求事件
令和元年（行ウ）第538号
一部認容・控訴

≪参照法条≫
地方自治法100条14項・15項・242条の２第１項４号

≪当 事 者≫

原　　告	甲野太郎（仮名、X）
被　　告	荒川区長（Y）
同指定代理人	西川太一郎 粟田真記子 髙野陵子 合田順 濱島明光 小原実 漆原恭太 澤﨑崇広 遠山士

概　要

≪事案の概要≫

本件は、東京都荒川区の住民である原告が、荒川区が同区議会の会派の一つである議員団（以下「本件議員団」という。）に交付した政務活動費について、本件議員団が越後湯沢において行った研修会に要した費用（交通費、会場費及び宿泊費。以下「本件費用」という。）は、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例等で定められた政務活動費を充てることができる政務活動に要する経費に該当せず、本件議員団が本件費用を政務活動費から支出したことは違法であり、本件議員団は、その全額を不当利得として荒川区に返還するべきであるとして、被告（荒川区長）に対し、自治法242条の２第１項４号に基づき、被告が、本件議員団に対し、本件費用に相当する額の金員を支払うよう請求することを求める事案である。

≪前提事実≫

1　本件議員団は、平成30年７月21日（土曜日）から同月22日（日曜日）にかけて、越後湯沢に所在するホテルにおいて宿泊を伴う研修（以下「本件研修」という。）を開催し、本件議員団所属の議員13名、荒川区の幹部職員42名（以下「本件職員」という。）が参加した。本件研修においては、同月21日午前10時から午後４時まで研修会を行う予定とされており、同月22日には研修会等は予定されていなかった。

2　本件議員団は、本件研修に関し、政務活動費から、交通費として15万9720円、宿泊費及び会場費として22万8750円の合計38万8470円（本件費用）を支出した。なお、本件職員らが本件研修に参加するための旅費（交通費及び宿泊費等）は、本件職員らが私費で負担した。

≪争点≫

本件の主たる争点は、本件費用の支出の適法性である。

≪裁判所の判断≫

1　支出の費目の上では政務活動費に充てることができる経費に該当する場合であっても、当該活動の内容やその客観的な目的、性質に照らし、議員としての活動との間の関連性が乏しい活動に伴う経費や、社会通念に照らして、調査研究その他の活動のための必要性、相当性に欠けるものであるときは、特段の事情のない限り、当該支出は使途基準に適合しない違法なものと認めるのが相当である。

2　本件研修は本件議員団が主催したものであり、その参加予定者も本件議員団所属の議員13名及び本件職員らとされ、越後湯沢周辺に居住する講師や他の団体が参加することが予定されていたものではなく、その研修の内容も本件議員団所属の議員らが本件職員らから荒川区の施策の取組状況について説明を受け、質疑応答や意見交換等を行うというものであったから、荒川区内ないしその周辺の会議室等で行うことができる性質のものであったといえる。

これらの事情によれば、本件研修は、議員の調査研究その他の活動には該当するものの、越後湯沢で、しかも宿泊を伴って行う必要性、相当性に欠けるものであり、本件費用の支出は、社会通念に照らして、調査研究その他の活動のための必要性、相当性に欠けるものであったというべきである。

3　被告は、区民や支持者からの連絡等のうち、緊急を要しないものについてはすぐに戻ることができないために後日対応することで理解が得られる場所で、かつ、急を要するものについては、交通の便が良く、おおむね２時間以内で荒川区内に戻って対応することができる場所で、過大な交通費の負担を要しないといった条件を考慮し、本件研修を行うこととした旨主張する。

しかしながら、荒川区内又はその周辺地域で研修を実施していれば、区民や支持者からの緊急を要しない連絡等に対しても、研修の終了後その日のうちに対応することが可能であり、急を要するものについては即座に対応が可能であるといえるし、区民や支持者からの連絡等に対応せずに集中して研修に参加できる環境を整えるため、本件職員らに私費で参加させてまで越後湯沢において研修を行い、その研修に係る議員らの交通費、宿泊費その他の費用に政務活動費を充てることは、その財源を区民の経済的負担に依拠していることも併せ考慮すると、社会通念に照らし、必要性、相当性に欠けるものといわざるを得ず、区民の理解を得られる範囲内のものであるとも認められない。

4　以上によれば、本件費用の支出は、社会通念に照らして、調査研究その他の活動のための必要性、相当性に欠けるものであり、これを使途基準に適合するものと認めるに足りる特段の事情があるとは認められないから、本件費用の支出は使途基準に適合しない違法なものと認めるのが相当である。

【主　文】

1　本件訴えのうち、被告がA議員団に対し荒川区職員42名に損害賠償金を支払うよう請求することを求める部分を却下する。

2　被告は、A議員団に対し、32万4298円を支払うよう請求せよ。

3　原告のその余の請求を棄却する。

4　訴訟費用は、これを５分し、その４を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

【事実及び理由】

第２　事案の概要

本件は、東京都荒川区（以下「荒川区」という。）の住民である原告が、平成30年度に、荒川区が同区議会の会派の一つである本件議員団に交付した政務活動費について、本件議員団が新潟県湯沢町において行った研修会に要した費用（交通費、会場費及び宿泊費。以下「本件費用」という。）38万3190円（原告の請求額）は、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年荒川区条例第１号。以下「本件条例」という。）等で定められた政務活動費を充てることができる政務活動に要する経費に該当せず、本件議員団が本件費用を政務活動費から支出したことは違法であり、本件議員団は、その全額を不当利得として荒川区に返還するとともに、地方税法の規定により、本件費用の額に対する平成30年４月９日（政務活動費の交付を受けた日）から支払済みまで年14.6％（ただし、最初の１か月を経過する日までは年7.3％。以下本段落において同じ。）の割合による延滞金及び本件費用の額に35％の割合を乗じて得た金額の重加算金にそれぞれ相当する額の金員を荒川区に支払うべきであり、併せて、上記研修会に私費で参加した荒川区の幹部職員42名（以下「本件職員ら」という。）に、不法行為に基づく損害賠償としてその旅費相当額を賠償すべきであるとして、被告に対し、地方自治法242条の２第１項４号に基づき、①被告が、本件議員団に対し、38万3190円並びにこれに対する同日から支払済みまで年